

令和7年第1回京田辺市教育委員会定例会議事日程

令和7年1月15日(水)

午前10時開会

市役所3階305会議室

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 教育行政報告
- 4 日程第2 報告第1号 令和6年度京田辺市一般会計補正予算(第4号)について
- 5 日程第3 報告第2号 京田辺市教育委員会公印規程の一部改正について
- 6 日程第4 議案第1号 京田辺市学校教育審議会への諮問について
- 7 日程第5 議案第2号 京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について
- 8 日程第6 報告第3号 専決処分の報告について
- 9 日程第7 報告第4号 いじめ問題に係る対応について
- 10 日程第8 協議 令和7～9年度市立幼稚園弁当給食について
- 11 閉会宣告

令和7年第1回京田辺市教育委員会定例会

教育行政報告

R06/12/19 ～ R07/01/15

1. 教育行政報告

12月

23日（月）	2学期終業式	各幼・小・中
	市議会本会議(採決等)	議場
27日（金）	経営会議	403会議室
	年末教育長挨拶	305会議室

1月

3日（金）	第61回新春甘南備山初登り	甘南備山
6日（月）	経営会議	403会議室
	年始市長訓示	コミュニティホール
	年始教育長・教育委員訓示	305会議室
7日（火）	3学期始業式	各幼・小・中
12日（日）	令和7年消防出初式	コミュニティホール
	令和7年二十歳のつどい	中央体育館
	第55回山城ろうあ者新年大会（代理：教育部副部長）	中央公民館
14日（火）	経営会議	403会議室
15日（水）	第1回教育委員会定例会	305会議室

2. 議会報告

令和7年第1回教育委員会定例会出席者名簿

教育長	山岡弘高
委員（教育長職務代理者）	藤原孝章
委員	上村真代
委員	伊東明子
委員	藤井直

■説明のために出席を求めた者

教育委員会事務局

教育部長	櫛田浩子
教育指導監 （こども・学校サポート室長 事務取扱兼務）	片山義弘
教育部副部長 （教育総務室長 事務取扱兼務）	古谷隆之
教育総務室担当課長	平岡孝章
こども・学校サポート室総括指導主事	勝又靖志
学校教育課長	田原暁
学校給食課長 （学校給食センター所長 事務取扱兼務）	西村明
社会教育課長 （中央公民館長 事務取扱兼務）	出島ケイ

■事務局書記職員

教育総務室総務係長	近藤隆充
教育総務室再任用主査	鈴木勝浩

■こども未来部

保育幼稚園課長	内野文彦
---------	------

報告第1号

令和6年度京田辺市一般会計補正予算（第4号）について

令和6年度京田辺市一般会計補正予算（第4号）について報告する。

令和7年1月15日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

（報告理由）

本件は、令和6年度京田辺市一般会計補正予算（第4号）の教育に関する事務に係る部分について、別紙のとおり議決されたので教育委員会に報告するものである。

1 令和6年度一般会計補正予算第4号 教育関係予算

(単位:千円、%)

	補正後 (A)	補正前 (B)	補正要求額 (A)-(B)	増減率 %	備考
教 育 費	4,332,854	4,332,854	-	0.0	
教 育 総 務 費	715,788	715,788	-	0.0	
教育委員会費	3,652	3,652	-	0.0	
事務局費	411,486	411,486	-	0.0	
情報教育推進費	195,650	195,650	-	0.0	
教育施設管理費	105,000	105,000	-	0.0	
小 学 校 費	1,485,434	1,485,434	-	0.0	
学校管理費	863,587	863,587	-	0.0	
教育振興費	124,621	124,621	-	0.0	
学校建設費	497,226	497,226	-	0.0	
中 学 校 費	617,404	617,404	-	0.0	
学校管理費	541,504	541,504	-	0.0	
教育振興費	75,900	75,900	-	0.0	

幼	稚	園	費	900,362	900,362	-	0.0	
	幼	稚	園	管	理	費	0.0	
	教	育	振	興	費	-	0.0	
社	會	教	育	費	613,866	-	0.0	
	社	會	教	育	總	務	費	0.0
	公	民	館	費	27,466	-	0.0	
	圖	書	館	費	98,000	-	0.0	
	留	守	家	庭	兒	童	會	費
	育	成	事	業	費	-	0.0	

2 令和6年度一般会計補正予算第4号内訳

No	項	目	事業名	予算額 千円	査定(議決)額 千円	内容	所属
1	小学校費	学校管理費	小学校管理運営事業	3,544	0	次年度学級増に伴う指定備品の購入を行うもの。 (小学校 5学級)	学校教育課
2	中学校費	学校管理費	中学校管理運営事業	5,681	0	次年度学級増に伴う指定備品の購入を行うもの。 (中学校 7学級)	学校教育課
3	社会教育費	留守家庭児童会育成事業費	留守家庭児童会運営事業	4,734	0	留守家庭児童会施設増築に伴い、備品の購入及び機械警備の整備を行うもの。 (備品4,480千円 機械警備56千円) また、留守家庭児童会支援員等の就業シフトについて、その事務の効率化を図るため、AIソフトの導入を図るもの。 (198千円)	社会教育課

※財政当局の査定により、いずれの要求についても既決予算で対応することとなったため、教育費にかかる補正額は0円。

3 令和6年度一般会計補正予算第4号 債務負担行為

No	事業名	限度額 千円	査定（議決）額 千円	内容	所属
1	小中学校及び幼稚園健康管理委託事業	3,200	3,200	園児児童生徒の尿検査について委託（手数料）により実施するもの。 【債務負担行為：令和6年度～7年度】	学校教育課 保育幼稚園課
2	小学校水泳授業バス運行管理事業	20,200	20,200	小学校における水泳授業を民間施設で実施するため児童を送迎するバスを借り上げるもの。 【債務負担行為：令和6年度～7年度】	学校教育課
3	新しい学校づくりプラン策定・学校施設 長寿命化計画改定業務	31,009	18,000	「新しい学校づくりプラン」策定にあわせ、現行の学校施設長 寿命化計画の改定を行うもの。 【債務負担行為：令和6年度～7年度】	学校教育課
4	学校給食食材調達事業（1学期用物資）	91,800	-	学校給食食材（副食）の調達を行うもの。 （副食：給食のうち主食及び牛乳を除く） 【債務負担行為：令和6年度～7年度】	学校給食課
5	図書館司書派遣委託事業	24,400	24,400	図書館業務の安定的運営を図るため、司書資格を有する派遣職 員を配置するもの。 【債務負担行為：令和6年度～7年度】	社会教育課 （中央図書館）

議会報告

令和6年第4回京田辺市議会定例会

1. 令和6年12月12日開催 文教福祉常任委員会 p. 1～9

(文教福祉常任) 委員会審議状況報告書

令和6年12月12日(木)開催分

部局等名(教育部)

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	【議案審査】財産取得について		
古高委員	GIGA スクール構想第2期ということで1期目のときの購入台数についてと、今回購入台数の内訳は。	学校教育課長	導入時は、令和2年9月議会において児童生徒を合わせて6,700台の財産取得の議決をいただいた。今回は約430台が教職員用ということになっている。これには児童生徒、予備機等は含まれていない。
"	第1期と第2期で変わったところは。	"	タブレット端末が最新のものになっているところが最も大きく変わった点である。
"	教員からの使い勝手や要望等についてお聞きたい。	"	導入した機種については、教職員、児童生徒等もスムーズに使っており、特に苦情等は聞いていない。非常に使いやすいという声を聞いて、今回同じメーカーの新しいものに更新する予定である。
河田委員	旧端末はどうするのか。	"	旧端末430台は、児童生徒用に故障等が発生した場合の予備機として活用する予定である。
"	旧端末でも学習的に対応できるのか。	"	新しく導入する機器と最初に導入した機器は世代が違うので、iOSも違うということになる。同様に

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
			使うというのは難しいと考える。 新しいものは保証に入り、故障した場合はその保証の中で対応していくと考えている。
"	来年度用に置いておくものは教職員の予備なのか。	"	令和2年に購入したものは、7年2月末で保証が切れることとなっている。7年度当初予算で児童生徒用のタブレット端末を更新するまでの間に故障の発生が予期されるので、その際、予備機として活用していくというものである。
"	期間が終わった後の教職員用の端末の処理はどのように考えているのか。	"	7年度が終われば、児童生徒とともに廃棄するということになる。その廃棄方法はこれからの検討ということになる。児童生徒のタブレット端末の購入については、今回国庫補助の要件で共同調達というような形で現在、京都市の方で仕様を決めており、廃棄についてオプションが付くかどうかというところも併せて検討することとされている。いずれにしても、再利用等・再資源化等を踏まえて認定事業者にお願ひし、適切に処分するようにしたいと考える。
"	府一括購入で、この430台の方はそこにかかってくるかどうかともわからないので、ぜひそこに含めてもらうように。府にも一緒に認定事業者の方に頼んでいた方がいいよう要望する。		

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
"	予定価格より落札額が安いと思われる点と入札で3者が辞退された件について、どのように認識されているのか。	"	落札金額が下がったということ、入札の競争原理が適切に働いたものと認識している。3社の辞退については、納入期限を6年度末としており間に合わないことが理由であると考えている。
増富委員	GIGA スクール構想が第2期に入り、1期の評価という点で教育的に進んだ部分や2期に向けての課題は。	こども・学校サポート室総括指導主事	第1期は導入期ということで、教員も子供も慣れ親しむということからスタートし、その中で様々な事業の中でどのように活用するかという研究を進めてきた。その研究の中で個別の学習や協働的な学びというものの非常に良いツールであるということが認識できたところは一定評価されるところであると考ええる。 今後に向け、さらにその個別最適化のツールとしての役割や、協働的な学びということで授業の中でどのように生かしていくかについて、既に研究を進めているが、さらに子供たち同士が学び合えるような形で活かせるよう研究してまいりたい。
"	課題はないか。	"	課題は全ての教員が活用しているが、その頻度という辺りでの差があり、引き続き底上げを含めた上で様々な活用をしていきたいというふうに考えている。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
"	こどものタブレットの使用について、教育的な観点から様々な意見などが出ており、国によつてはストップするかどうかの動きもある中、市はどのような観点で捉えておられるのか。	"	学校においては、一定その限定された中での活用であるが、ICTの活用という部分で非常に有効であると考えている。 生活面の部分では、学校の方から指導なり、啓発なりをしていく必要があるが、引き続き活用をしていくものと考えている。
長田委員	今回の機器更新で新規に導入されるようなアプリがあるのか、これは新しいアプリなどを使ってさらに進んだ授業を行うような教職員からの要望等はあるのか。	学校教育課長	タブレット端末の利活用について ICT 部会等を置き、教職員と教育委員会も含めて定期的に開催をし、検討している。その中でアプリは第 1 期の導入以降にそういった現場の意見も踏まえて、学習に活用できるアプリを導入した。今回この更新で、新たに導入するというものはないが、ICT 部会等で教員の意見を踏まえ、学習教育に利用するアプリと導入等について引き続き検討してまいりたい。
"	端末の機種に関して教員から、オーバースペックあるいはダウングレードについて、意見等があるのか。	学校教育課長	現状のタブレット端末がオーバースペックであるとかあるいは足りないといった意見はない。
"	タッチペンは 1 本でも高額であるが、端末の更新に合わせて更新する必要があるのか。	"	タッチペンについては教職員用ということで含めて導入した。 児童生徒のタッチペンについては学校対応となったところがあるが、新しいタブレット端末を導入するに合わせてタッチペンを市で購入していくよ

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
			う考えている。
"	学校対応でタッチペンを使用購入されているということは認識していなかった。	"	これまで児童生徒のタッチペンは全校一律で購入するというものではなくて、学校対応で個別に購入をしている。
有田委員	新しい教員用のタブレットの購入に際して、特に大きく内容が変わるといったことは。	こども学校サポート室総括指導主事	特に大きく活用として変わることはない。
"	今も授業で活用して家に持ち帰って、宿題をしてタブレットで提出でき、大変活用をされているが、現在使用しているアプリについて、今後も継続して使われるのか。	"	引き続き現状のアプリを利用する。
有田委員	使用に関しては、夜9時で時間が制限されるということとを聞いている。それを過ぎると使えなくなるという制限をかけているが、一つ問題なのは、家にタブレットを持ち帰って、アプリを一旦アンインストールすると、タブレットが継続して使える。その現状に関しては、ご存知であるか。私もその現状は確認しているので、対応いただきたい。	こども・学校サポート室総括指導主事 学校教育課長	その辺の現状については、把握できていない。 今の子ども達はいろいろな知識があり、我々の想定していない使い方をするということは当然あり得ることだろうというふうに考える。現状をご指摘いただいたような点も含め、情報共有をして今後しっかり対応してまいりたい。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
〃	ネット環境をまだ与えてないという家庭もおられるので、ネット環境がいつまでも使えるような状態のタブレットを支給するにあたっては、各ご家庭のご意向もしっかりと汲んで、現状把握をして、対応の方よりしくお願ひいたします。	教育指導監	現状のアプリは家庭のインターネット環境から接続することが可能であるので、必ずしもタブレットを持ち帰るとしてはいない。例えばご家庭でタブレットの持ち帰りを希望されない場合は、家庭のインターネット環境から接続して使うという選択肢もあるので、各家庭の状況に合わせて対応していきたい。抜け道については様々生じた場合、家庭の考え方を含めて柔軟に対応できる体制を整備していくので、随時対応していきたい。
	【補正予算審査】令和6年度京田辺市一般会計補正予算（第4号）について		
増富委員	新しい学校づくりプランの策定について、令和6年度から7年度計画の策定で、教室の空間の充実、多様化に対する学習空間、健やかな生活空間の実現など新しい時代の学びを進める学習環境の整備ということが挙げられているが、具体的に業務内容のところ为学校施設に必要な整備などに関わってくるのか。もう少し具体的にお聞きたい。	学校教育課長	新しい時代の学びを支える学習環境の整備について、今まで机には教科書とか参考書を広げるスペースがあれば十分であったが、タブレット端末が加わった、あるいは学校の教室の中に充電保管庫や大型掲示装置が置かれるようになったというところで、従来の教室の大きさや、あるいは机の大きさが適切なかどうかというところを考え直さなければならぬ時期に来ているというところが一点、生活スペースでは多様な子供たちが、医療的ケア児も含めて学校に行くようになり、普通教室と特別教室を主体とした教室構成だけでいいのか、というような課題がある。これから学校教育審議

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
			会の方に諮問をし、答申をいただいた上でこの計画に反映していきたいと考えている。
"	小学校プール施設の跡地活用方法の検討をするのか。	"	新しい学校づくりプランで定める3つの事項、「学校規模学校配置の適正化」、「新しい時代の学びを支える学習環境の整備」そして、三つ目が「学校附属施設のあり方」ということで、給食室とプールの施設活用の方向性を示すということになるので、この学校附属施設のあり方の中で、示していくと考えている。
"	スケジュール的には、計画の改定について債務負担行為で6年度から7年度とあるので、7年度末には、具体的な提案ということになるのか。	"	お見込みのとおりである。
"	水泳事業のバス運行管理事業は6年度もプールを活用される中で、バスの運行がされているが、運行内容は同じであるのか。	"	今年度の運行内容と同内容である。
"	導入時に授業の時間的な問題とか、先生の配置の問題が出たと思うが、それについて、現状から7年度に向けての改善があるのか。	"	授業時間について各学校で実際に入水して水泳する時間を1日当たり50分から60分確保しており、水泳授業の時間としては、これまでより充実したと考える。 また、人員配置の面も水泳の泳法の指導等はインストラクターがする。そして教職員が総合評価と監視をするということで従来の小学校で行っている

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
			たプール事業をより格段に体制としては充実していると考えているので、7年度以降も継続していきたいと考えている。
"	財源で府支出金等と一般財源で賄っていくとのことであるが、その府支出金の金額はわかるのか。	"	府支出金は子どものための総合交付金ということで京都府の方の交付金である。 7年度の分は確定していないが、6年度についてバスだけではなくて水泳事業の委託全て含めて約530万円交付を受ける予定である。
"	図書館司書の派遣について中央図書館3名、北部中部各1名の5名の派遣について、6年度から7年度というところで、現在実際派遣をしているのか。また、事業内容の中の人件費7.75時間×5日×52週×2,200円×5人との計算をされているが、7年度も同様であるのか。	社会教育課担当課長	令和6年度、中央図書館3名北部中部分室それぞれ1名ということで現在も5人の方に派遣をいただいております、単価は6年度2,500円となっているが、7年度は2,200円ということで若干減少する予定である。
"	減るということか	"	6年度は派遣が5人おり、単価の方が2,500円ということとで当初予算がついており、全体でいうと2,770万7,000円が令和6年度の予算となっている。 6年度から7年度の債務負担行為は業者からの見積もりでは2,200円の負担として計算している。
"	単価が300円下がるということか。	"	説明不足があった。今現在の契約している契約単価は1時間当たり1,600円である。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
		教育部副部長	来年度予算を計上するに当たっての額の単価が2,200円ということで、昨今の状況から現契約単価に上乘せした予算の計上を予定している。 6年度の実際の契約単価は1,600円で来年度の債務負担として算出している根拠の単価が2,200円でこれは現在派遣をしている業者の見積額を根拠にしている単価となっているということである。
"	中央図書館3名、北部中部の分室各1名ということで、十分なサービスをするための人員は足りているのか。	社会教育課担当課長	今年度通常通り営業する中で支障はない。来年度もこれまで通りの人数で対応していく。就業時間等、そのまま勤務状態で支障ない。
"	要望として、利用されている方々の声や働いている人の声もしっかり聞いていただきたい。		

報告第2号

京田辺市教育委員会公印規程の一部改正について

京田辺市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定めるところとしたので報告する。

令和7年1月15日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(報告理由)

本件は、京田辺市立幼稚園・保育所再編に伴い京田辺市立田辺東幼稚園を廃止することから当該幼稚園長印を削除するほか、所要の改正を行うこととしたので報告するものである。

京田辺市教育委員会公印規程の一部改正について

1 改正概要

京田辺市立幼稚園・保育所再編に伴い京田辺市立田辺東幼稚園を廃止することから当該幼稚園長印を削除するほか、所要の改正を行うもの。

令和7年4月1日より施行。

2 改正内容

- ・京田辺市立田辺東幼稚園長印の削除
- ・京田辺市立中央図書館長印の保管者に係る字句の訂正

京田辺市教育委員会教育長訓令第 号

京田辺市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令（案）

京田辺市教育委員会公印規程（平成 9 年京田辺市教育委員会規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中京田辺市立田辺東幼稚園長印の項を削り、

「

京田辺市立中央図書館長 印	正方形	2 1	古印	中央図書館長印	1
------------------	-----	-----	----	---------	---

」

を

「

京田辺市立中央図書館長 印	正方形	2 1	古印	中央図書館長	1
------------------	-----	-----	----	--------	---

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

京田辺市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令（案）新旧対照表

改正案										現 行				改正理由
別表第1（第4条関係）										別表第1（第4条関係）				京田辺市立田辺 東幼稚園長印の 削除
名称	形状	寸法 mm	書体	保管者	個数	名称	形状	寸法 mm	書体	保管者	個数			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
京田辺市立 田辺幼稚園 長印	正方形	2 1	古印	田辺幼稚園 長	1	京田辺市立 田辺幼稚園 長印	正方形	2 1	古印	田辺幼稚園 長	1			
京田辺市立 田辺東幼稚 園長印	正方形	2 1	古印	田辺東幼稚 園長	1	京田辺市立 田辺東幼稚 園長印	正方形	2 1	古印	田辺東幼稚 園長	1			
京田辺市立 草内幼稚園 長印	正方形	2 1	古印	草内幼稚園 長	1	京田辺市立 草内幼稚園 長印	正方形	2 1	古印	草内幼稚園 長	1			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
京田辺市立 中央図書館 長印	正方形	2 1	古印	中央図書館 長	1	京田辺市立 中央図書館 長印	正方形	2 1	古印	中央図書館 長印	1			

改正案										現 行				改正理由
別表第1（第4条関係）										別表第1（第4条関係）				京田辺市立田辺 東幼稚園長印の 削除
名称	形状	寸法 mm	書体	保管者	個数	名称	形状	寸法 mm	書体	保管者	個数			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
京田辺市立 田辺幼稚園 長印	正方形	2 1	古印	田辺幼稚園 長	1	京田辺市立 田辺幼稚園 長印	正方形	2 1	古印	田辺幼稚園 長	1			
京田辺市立 草内幼稚園 長印	正方形	2 1	古印	草内幼稚園 長	1	京田辺市立 草内幼稚園 長印	正方形	2 1	古印	草内幼稚園 長	1			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
京田辺市立 中央図書館 長印	正方形	2 1	古印	中央図書館 長	1	京田辺市立 中央図書館 長印	正方形	2 1	古印	中央図書館 長印	1			

字句の訂正

京田辺市立田辺
東幼稚園長印の
削除

字句の訂正

平成9年1月13日

教育委員会規程第5号

(目的)

第1条 京田辺市教育委員会の公印の保管及び使用等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「公印」とは、公文書に使用する京田辺市教育委員会印及び職印をいう。

(公印の種類)

第3条 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育委員会印
- (2) 教育長印
- (3) 教育長職務代理人印
- (4) 審理員印
- (5) 小・中学校長印
- (6) 幼稚園長印
- (7) 中央公民館長印
- (8) 中央図書館長印

(公印の形式及び保管者)

第4条 公印の名称、形状、寸法、書体、保管者及び個数は、別表第1のとおりとする。

(印影の印刷)

第5条 同一文書で多数の発行を必要とする場合には、当該文書に押印すべき公印の印影又は印影を縮小したものを、当該文書と同時に印刷して、公印の押印に代えることができる。

- 2 前項に規定する公印の印影を印刷しようとするときは、印刷の都度印影印刷承認願（別記様式）を教育長に提出して承認を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により印影を縮小して印刷することができる公印の名称、印影寸法及び印刷物の名称は、別表第2のとおりとする。

- 4 第1項の規定により印影を印刷した文書については、その主管の長が厳重に保管し、その使用状況を明確にしておかなければならない。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、公印の保管及び使用等に関しては、京田辺市公印規程（昭和39年京田辺市規程第3号）の規定を準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年2月7日教委規程第19号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日教委教育長訓令第3号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年8月1日教委教育長訓令第2号）

この訓令は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成14年7月29日教委教育長訓令第5号）

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日教委教育長訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日教委教育長訓令第1号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日教委教育長訓令第3号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第3条及び別表第1の規定は適用せず、改正前の第3条及び別表第1の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和2年3月17日教委教育長訓令第6号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日教委教育長訓令第1号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日教委教育長訓令第2号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

名称	形状	寸法 mm	書体	保管者	個数
京田辺市教育委員会印	正方形	25	古印	教育部長	1
京田辺市教育委員会印（横書）	正方形	30	古印	教育部長	1
京田辺市教育委員会印（縦書）	正方形	30	古印	教育部長	1
京田辺市教育委員会教育長印	正方形	21	古印	教育部長	1
京田辺市教育委員会教育長職務代理者印	正方形	21	古印	教育部長	1
京田辺市教育委員会審理員印	正方形	21	古印	教育部長	1
京田辺市立大住小学校長印	正方形	21	古印	大住小学校長	1
京田辺市立田辺小学校長印	正方形	21	古印	田辺小学校長	1
京田辺市立草内小学校長印	正方形	21	古印	草内小学校長	1
京田辺市立三山木小学校長印	正方形	21	古印	三山木小学校長	1
京田辺市立普賢寺小学校長印	正方形	21	古印	普賢寺小学校長	1
京田辺市立田辺東小学校長印	正方形	21	古印	田辺東小学校長	1
京田辺市立松井ヶ丘小学校長印	正方形	21	古印	松井ヶ丘小学校長	1
京田辺市立薪小学校長印	正方形	21	古印	薪小学校長	1

京田辺市立桃園小学校長印	正方形	2 1	古印	桃園小学校長	1
京田辺市立田辺中学校長印	正方形	2 1	古印	田辺中学校長	1
京田辺市立大住中学校長印	正方形	2 1	古印	大住中学校長	1
京田辺市立培良中学校長印	正方形	2 1	古印	培良中学校長	1
京田辺市立田辺幼稚園長印	正方形	2 1	古印	田辺幼稚園長	1
京田辺市立田辺東幼稚園長印	正方形	2 1	古印	田辺東幼稚園長	1
京田辺市立草内幼稚園長印	正方形	2 1	古印	草内幼稚園長	1
京田辺市立三山木幼稚園長印	正方形	2 1	古印	三山木幼稚園長	1
京田辺市立松井ヶ丘幼稚園長印	正方形	2 1	古印	松井ヶ丘幼稚園長	1
京田辺市立薪幼稚園長印	正方形	2 1	古印	薪幼稚園長	1
京田辺市立普賢寺幼稚園長印	正方形	2 1	古印	普賢寺幼稚園長	1
京田辺市立中央公民館長印	正方形	2 1	古印	中央公民館長	1
京田辺市立中央図書館長印	正方形	2 1	古印	中央図書館長印	1

別表第 2 (第 5 条関係)

名称	印影寸法	印刷物の名称
京田辺市教育委員会印	1 0 mm平方	京田辺市生涯学習人材バンク登録証
	1 6 mm平方	職員証
	2 1 mm平方	就学通知書

別記様式(第5条関係)

印 影 印 刷 承 認 願

年 月 日

京田辺市教育委員会教育長 様

所属長職・氏名

担当者職・氏名

下記のとおり公印の印影を印刷したいので、承認くださるよう申請します。

記

公印の名称		印影の寸法	
公印保管責任者			
印刷物の名称			
印刷物の用途			
印刷枚数			
印刷を要する理由			

別記様式（第5条関係）

議案第 1 号

京田辺市学校教育審議会への諮問について

京田辺市学校教育審議会へ別紙のとおり諮問したいので、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 1 5 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(提案理由)

本件は、京田辺市学校教育審議会設置条例第 2 条に基づき、新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本的な考え方について、京田辺市学校教育審議会へ諮問したいので提案するものである。

京 教 総 第 号
令和 7 年 (2025 年) 月 日

京田辺市学校教育審議会
会長 沖 田 行 司 様

京田辺市教育委員会

諮問書(案)

京田辺市学校教育審議会設置条例第2条の規定に基づき、次のことについてご審議いただきたく諮問いたします。

1 諮問事項

新しい時代の学びを支える学習環境の整備について

2 諮問理由

近年、GIGAスクール構想による1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実により、学級単位で一斉に黒板を向いて授業を受けるだけでなく、個別学習やグループ学習を行うなど学びのスタイルが多様化しています。

しかしながら、学校施設においては、児童生徒の急増期における量的確保の観点から、廊下に面して普通教室や特別教室を単純に配置した片廊下一文字型の画一的な教室配置となっています。

また、特別支援学級に在籍又は通級指導を受ける児童生徒や不登校児童生徒は増加傾向にあり、これら多様な児童生徒への対応も求められています。

貴審議会におかれましては、今後、学びのスタイルが多様に変容していく中、教室そのものを含め、新たな時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本的な考え方について、ご審議いただきたく諮問します。

(仮称) 京田辺市新しい学校づくりプラン策定方針 概要
～未来を担う子ども達の学びを支える学校環境を目指して～

【趣旨】

本市では、昭和 40(1965)～50(1975)年代の人口急増期に多くの学校施設が整備され、現在の市立 9 小学校・3 中学校体制が成立した。

その後半世紀近くが経過し、子どもたちの教育や学校を取り巻く状況は大きく変化していることから、多様な教育課題に十分に対応できる市立小中学校の学校環境の整備が重要となっている。

京田辺市の未来を担う子ども達が、確かな学力、豊かな人間性、健やかな身体等、調和のとれた力である「生きる力」を育む学校環境、すなわち安全性や快適性が確保され、障がいの有無に関わらず誰もが支障なく学校生活を送れる学校施設、1 人 1 台端末など ICT を活用した授業に対応できる教室、そして児童生徒が切磋琢磨し、社会性を身に付けることのできる学校規模等を整えていくことが必要である。

「京田辺市新しい学校づくりプラン」は、このような要請に応え、京田辺市の新しい時代の学校づくりを推進するために策定するものである。

【計画期間と策定スケジュール】

- ・計画期間は 20 年間（前期：R 8～R 17・後期：R 18～R 27）

※児童生徒数の偏在解消に向けた対策の答申に係る取組期間と同じ

- ・学校施設の維持管理や長寿命化改修等の施設整備に関する具体的な方針を示す「京田辺市学校施設長寿命化計画」の改定と併せて策定

令和 6 年 4 月 総合教育会議（プラン策定方針案協議）

経営会議（プラン策定方針案協議）

教育委員会（プラン策定方針決定）

5 月 プラン策定方針公表

令和 8 年 4 月 プラン策定

学校施設長寿命化計画改定

【新しい学校づくりプランに定める事項】

時代や社会の変化に対応しながら、一人一人の可能性を最大限引き出す「個別最適な学び」「協働的な学び」を実現する京田辺市の新しい学校づくりを進めるため、以下の事項を定める。

(1) 学校規模・学校配置の適正化

子ども達の成長・発達過程において、適切な集団の中で生活することが主体性や社会性を身に付ける上で非常に重要であり、学校教育は一定規模の集団で行うことが望ましいと考えられる。

学校間の児童生徒数のアンバランスが顕在化し、今後更なる少子化の進展も見込まれる中、学校の地域コミュニティにおける役割や小規模校の良さにも配慮しながら、将来にわたって一定規模を確保できる学校配置が求められることから、学校規模・学校配置の適正化に係る計画を定める。

→令和6年度の京田辺市学校教育審議会の答申「京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について」を受けて、京田辺市教育委員会において対策の決定を行った後、プランにおいて具体化する。

(2) 新しい時代の学びを支える学習環境の整備

これまでの学校施設は、児童生徒の急増期における量的確保の観点から、廊下に面して普通教室や特別教室を単純に配置した片廊下一文字型の画一的な教室配置となっている。

1人1台端末環境のもと、学級単位で一斉に黒板を向いて授業を受けるだけでなく、個別学習やグループ学習を行うなど学びのスタイルの多様化が求められることから、教室そのものも含めた学習環境の整備に係る基本的な考え方を定める。

→今後、京田辺市学校教育審議会に諮問する予定であり、令和7年中に答申をいただき、京田辺市教育委員会において対策の決定を行った後、プランにおいて具体化する。

(3) 学校附属施設のあり方

令和6年度(2024)から全ての小学校で水泳授業の民間委託がスタートするとともに、中学校給食がセンター方式で実現した。

今後、プール敷地の有効活用とあわせて、老朽化対策やドライシステムの導入が課題となっている小学校給食室の整備等を進めていく必要があることから、児童生徒の教育環境の向上を図りつつ、長期的な更新・維持管理に係るLCCの縮減や公共施設マネジメントの視点も踏まえて、学校附属施設のあり方に関する基本的な考え方を定める。

→これまでの検討結果や報告書等に基づき、庁内において検討を行い、プランに反映する。

○ICT教育の環境整備

- ・国の新学習指導要領やGIGAスクール構想に基づき、大型掲示装置の配備や1人1台端末の導入が進んだ。
- ・しかしながら、机・教室のサイズや画一的な教室配置、移動のためだけの廊下など学習空間は従来のままとまっている。

【これまでの学校イメージ】

廊下				
普通教室	普通教室	普通教室	WC	特別教室

廊下				
職員室	校長室	放送室	WC	保健室

○多様な児童生徒への対応

- ・特別支援学級に在籍又は通級指導を受ける児童生徒数は年々増加している。
- ・インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の基礎となる環境整備として、学校施設のバリアフリー化等を一層進めていく必要がある。
- ・また、令和3年(2021)に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケアが必要な児童生徒に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている。

○不登校問題

- ・不登校児童生徒数は、本市を含めて全国的に増加傾向にある。
- ・不登校の理由は様々ですが、小学校から中学校への進学に際しての生活環境や学習環境の大きな変化に十分に適応できない、所謂「中1ギャップ」が大きな要因として挙げられている。
- ・不登校児童生徒に対しては、一人一人に応じた対応を行うとともに、臨床心理士の学校への派遣、スクールカウンセラーの配置により、不登校の未然防止・早期対応に努めている。
- ・令和5年(2023)8月には、不登校児童生徒の居場所づくりとして開設している教育支援教室の機能を拡充した「教育支援センター」を京田辺市商工会館内に開設したところである。

議案第 2 号

京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成3年京田辺市条例第1号）第6条の規定により、別紙の者を京田辺市立図書館協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和7年1月15日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

（提案理由）

本件は、京田辺市立図書館協議会委員のうち、辞職の願いがあった委員について辞職を承認し、その後任委員として別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和7年1月15日から残任期間である令和7年8月24日まで。

別紙

辞任を承認する者

委員区分	氏名	備考
社会教育の関係者	久保 佳子	京田辺市社会教育委員

新たに委嘱する者

委員区分	氏名	備考
社会教育の関係者	西津 恵子	京田辺市社会教育委員

参考資料

京田辺市立図書館協議会委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
西 津 恵 子	社会教育の関係者	R7. 1. 15～ R7. 8. 24	委嘱	新任	
原 田 隆 史	学識経験のある者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱		会長
島 谷 千 織	家庭教育の関係者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱		副会長
村 木 美 紀	学識経験のある者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱		
森 崎 亮 子	学識経験のある者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱		
古 田 直 樹	社会教育の関係者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱		
森 本 克 美	学校教育の関係者	R5. 6. 19～ R7. 6. 18	委嘱		

○京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成3年3月30日

条例第1号

改正 平成14年7月10日条例第22号

平成24年3月30日条例第11号

田辺町立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和30年田辺町条例第6号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 京田辺市は、図書その他の図書館資料を収集し、整理し、又は保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 京田辺市立中央図書館

位置 京田辺市田辺辻40番地

（分室）

第3条 図書館の分室の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
京田辺市立中央図書館北部分室	京田辺市大住内山1番地の1 京田辺市立北部住民センター内
京田辺市立中央図書館中部分室	京田辺市草内美泥22番地の2 京田辺市立中部住民センター内

（職員）

第4条 図書館に館長、事務職員、専門的職員その他必要な職員を置く。

（利用者の秘密を守る義務）

第5条 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

(図書館協議会)

第6条 法第14条の規定により、図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 委員の定数は10名以内とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の報酬及び費用弁償は、京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年京田辺市条例第7号）の定めるところにより支給する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成3年6月規則第3号で、同3年6月28日から施行)

附 則 (平成14年7月10日条例第22号)

この条例は、平成14年9月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日条例第11号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

図書館法

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

図書館法施行規則

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第十二条 法第十六条 の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

報告第3号

専決処分の報告について

京田辺市飯岡南原における物損事故に係る損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分されたので、これを報告する。

令和7年1月15日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡弘高

(報告理由)

本件は、地方自治法第180条第2項の規定により、市長から令和7年第1回京田辺市議会定例会に報告されるため、教育委員会に報告するものである。

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年12月27日

京田辺市長 上 村 崇

記

市は、令和6年10月18日に発生した京田辺市飯岡南原における物損事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

95,700円

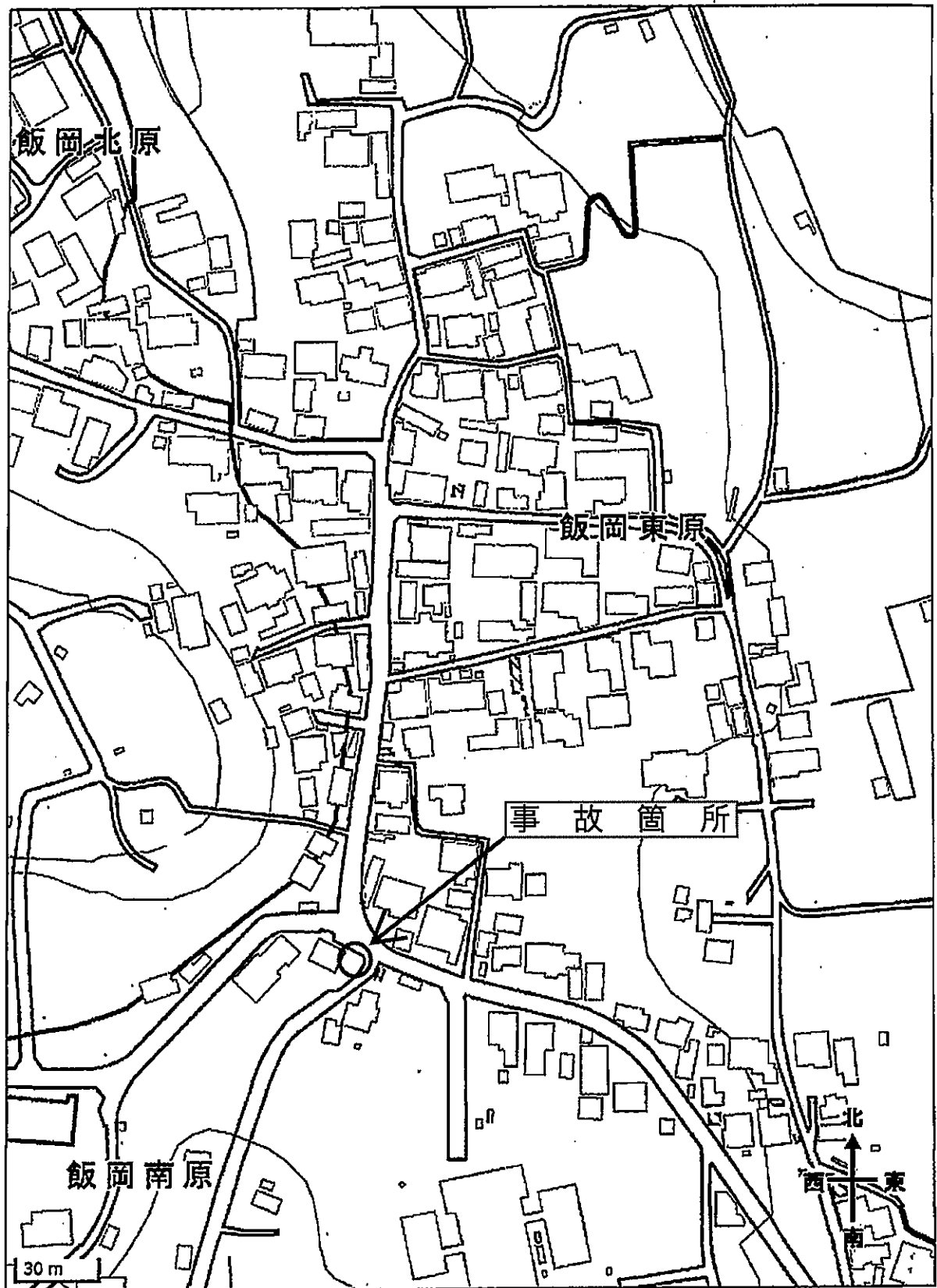
2 損害賠償の相手方

市内在住者

3 事故の概要

令和6年10月18日午後4時頃、移動図書館車を駐車する際、相手方自宅の塀に接触し、塀の一部に損害を与えたもの。

位置図



報告第4号

いじめ問題に係る対応について

京田辺市立小学校におけるいじめ問題について、報告するものである。

令和7年1月15日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(報告理由)

本件は、京田辺市立小学校におけるいじめ問題について、報告するものである。

協議

令和7年度市立幼稚園弁当給食について

令和7年度市立幼稚園弁当給食について、協議する。

令和7年1月15日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(協議理由)

本件は、令和7年度から市立幼稚園において弁当給食を実施することについて、協議するものである。

令和7年度市立幼稚園弁当給食について

1 目的

事業者が調理した昼食用の弁当を各市立幼稚園へ配送することにより、幼児の健全な育成を推進するとともに、保護者負担の軽減を図る。

また、市立幼稚園・こども園（幼稚園枠）の給食の提供状況等の差異の解消及び本市において逼迫する3歳以上児の保育ニーズの受け皿を確保することを目的とする。

2 実施時期

令和7年4月から

3 事業概要

●提供方式

事業者の給食センターから弁当箱に盛り付けられた給食（弁当給食）を搬入する「外部搬入方式」とする。

●実施日

月曜日から金曜日までの週5日給食を実施

※令和7年度提供予定日数

- ・全員給食 185日程度
- ・預かり給食 75日程度

4 金額設定（別紙参照）

月額5,800円

※預かり保育の弁当給食費は1日につき350円

- ・弁当給食費は提供日数にかかわらず、月額（定額）で納付。
- ・月の日数増減や欠席、休園等による日割り調整（減額・追加徴収等）は行わない。
- ・弁当給食費は、長期休暇（春、夏、冬）の関係上、年間10か月分で算定を行い、徴収月を12か月とする。ついては、8月等の長期休業日の期間についても弁当給食費の徴収を行う。

5 対象者数

約250名（市立幼稚園6園）

6 弁当給食提供業者

ナフス株式会社 奈良支店
奈良市南永井町乙50-1

別 紙

市立幼稚園の弁当給食費の金額設定について

【比較検討】

○市立保育所・こども園

(月額)

年度	R 6 年度		
	主食費	副食費	合計
市立保育所 市立こども園（保育所枠）	700 円	4,700 円	5,400 円
市立こども園（幼稚園枠）	550 円	3,900 円	4,450 円

※市立こども園（幼稚園枠）の金額設定は、長期休暇（春夏冬）の関係上、年間 10 月で計算し、徴収月を 12 月としている。

※材料費（米飯除く。）は総額で 1 人あたり約 6,664 円、令和 6 年度の副食費が 4,700 円となり、保護者の負担割合は 70%（4,700 円÷6,664 円）となっている。

○聖愛幼稚園（連携協定締結）

(月額)

年度	R 6 年度	
	給食費（主・副）	合計
聖愛幼稚園	3,500 円	3,500 円

※現在、聖愛幼稚園の弁当給食の提供は週 3 日である。

※市立幼稚園の考え方と同様に長期休業分を考慮し、1 か月の実費が 4,200 円（3,500 円×12 月÷10 月）、1 食あたり 350 円（4,200 円÷12 日／月）となる。

【金額設定】

○市立幼稚園 350 円（1 食あたり）

《算出の考え方》

前提：プロポーザル提案金額 1 食 486 円（税込み）

- ・市立保育所・こども園との均衡に配慮し、保護者負担割合を 70%とした場合、
486 円×0.7=340 円
- ・本市が連携協定を締結し、同様に弁当給食を提供している聖愛幼稚園は 1 食あたり 350 円
- ・聖愛幼稚園との整合性も考慮し、1 食あたり 350 円

350 円×20 日=7,000 円

7,000 円×10 月（年間）÷12 月（徴収月）=5,800 円